

第三十一次国会 衆議院 地方行政委員會議録 第二十一号

昭和三十四年三月十一日(水曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事 龜山 幸一君 理事 藤田 彌三君

理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 篤四郎君

理事 吉田 重延君 理事 阪上 安太郎君

理事 門司 亮君

相川 勝六君 天野 光晴君

飯塚 定輔君 金子 岩三君

津島 文治君 山崎 巖君

太田 一夫君 佐野 憲治君

下平 正一君 中井 徳次郎君

北條 秀一君 矢尾 喜三郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

自治政務次官 黒金 泰美君

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財政局長) 長

総理府事務官 金丸 三郎君

(自治庁事務局長) 長

大蔵事務官 石原 周夫君

(主計局長) 長

委員外の出席者

大蔵事務官 相澤 英之君

(主計官) 長

大蔵事務官 吉國 二郎君

(主計局長) 長

大蔵事務官 細見 卓君

(主計局長) 長

本日の會議に付した案件

地方税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五三号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七七号)

○鈴木委員長 これより會議を開きます。地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので順次これを許します。門司亮君。○門司委員 これは当局の意見だけを聞いておきたいと思いますが、今、大蔵委員会で審議をいたしておられます例の映画、演劇の税金のことですが、この税金は、最初大蔵省がこれを地方税であったものを国税にするときに、大臣の意見というよりもむしろ事務当局の意見で、地方の公共団体にこの税金を取らしておくとろくな取り方をしないから、一つこれを国税にしてたくさんとるんだということを大体考えられた。従って、国税に移管されると同時に、税金の中から一割相当額というものは国庫に入る、そうして残りの九〇％が地方に譲与される、それでよろしいんだ。こういうことでこの法律はできたのであります。いわゆる国税に移管したのであります。ところが、その後の経緯を見てみると、都道府県

で徴収しておるときは大蔵省が直接徴収するのとがほとんど変わらぬ。何らの取り上げて全額地方へ譲与しておるでしよう。これは大蔵省が官僚意識を非常に強くして、地方の自治体にかましかしよけい取れるんだと、そういう税金で仕組みにして取つた、そういう税金である。ところが取つてみたら地方とちつとも変わらぬからといって、地方に全額出している。国は徴税費だけ損しているということになりませんか。一体こういう点について今の大蔵省の考え方はどうなんですか。

○細見説明員 直接の所管でないのがあるいは間違つておるかも知れませんが、(門司委員 直接の所管でないなら聞かない)と呼ぶ) そういう意味ではございせんが、入場税は私の方で二課長がやつておりますが、地方税である限りにおきまして、私が存しておる範囲を申し上げます。税額が伸びておらないというお言葉だろうと思ひますが、先生御承知のように、その間に、税率が初め一〇〇％で地方税から移されたのが、現在は一〇％から始まりまして低い税率でやつておるわけでありまして、今回税率改正によりまして若干の減収は出ますが、しかし全体として見まして、先ほど申しましたように、税率が五十円以下のところについては十分の一に下つておりながら、今日の税収が確保されてきておるといふのは、やはり徴税の適正

化といふことの効果がある程度上つておるものと考えていいんじゃないかろうかと思ひます。もちろん、現在の入場税の執行が必ずしも百パーセント適正にいつておるわけではございせんが、例の官給入場券というよりなものも考案いたしましたして、できるだけ徴税の適正化といふことを期しておるわけでありまして。

なお第二課長が参りましたので、詳しくは第二課長から申し上げます。○門司委員 私は、税金が取れるか取れないかといふことを聞いておるのじゃない。大蔵省のものを考へ方です。こういう徴税に対しての地方をあまり信用しないで、地方に取らせておつてはだめなんだ、おれたちが取つた方がよけい取れるのだというふうなもの考へ方で大蔵省にまとめて、そうして取つてみたら、どうにもならないからといって、また全額これを譲与しておる。おかしいでしよう。どうして国が取らなければならぬのです。税額もちつともふえておらない。

それから、もう一つのものの考へ方は、この税金については、税収が確保できるかどうかといふのは大蔵省のもの見方なんです。この税金は一体だれが払つておるか、住民が払つておる。観覧者が払つておる。従つて、大蔵省に移譲する前に大体この税金については今のような税額に下げたおる。何も大蔵省に移管してから下げたわけじゃない。これが地方の税金であつたときに、税額が一〇〇％であつた

ものを五〇％に最高を下げて、ずつと下げてきておるが、何も大蔵省が移管されてからやつた仕事じゃない。それを、ただ取ればいいのだというふうなもの考へ方だけじゃないに、この税金は観覧者が支払つておるのですから、そこで問題になるのは、今度のこの税金の大蔵省案の見方なんだが、一体大蔵省はどういう見方をして今度のこの

入場料二百円、税を五〇％かけて三百円払つておるところは非常に安くなる。これを形の上からいへば、現在税を入れて三百円取つておるところが、三十円七十七銭が結局業者がもうかることになつて、ずつと安い場場の現在五十円しか取つておらないようなところは一銭ももうからない、こういうことになると思ふ。これを裏から返してごらん下さい。どういふものができ上るか。裏から返すのですよ。三百円の入場料を払つて行ける階級と、五十円しか金が払えない階級とのものを一つ見てごらん下さい。どういふことになりませんか。高級の映画を見る人、高級の観劇をする人、これらの諸君に対して大蔵省は減税してやろう、五十円かあるいはそれ以下の安い観劇しかかあるいはそれ以下の安い観劇しかか払えない諸君に対しては減税しない、

どういふのです。減税になつちやないでしよう。こういうものの考へ方、大蔵省がほんとうに国民のふところを考へているかどうかといふことです。私どもは何も映画館主がもうける

もの考へ方、大蔵省がほんとうに国民のふところを考へているかどうかといふことです。私どもは何も映画館主がもうける

もの考へ方、大蔵省がほんとうに国民のふところを考へているかどうかといふことです。私どもは何も映画館主がもうける

もの考へ方、大蔵省がほんとうに国民のふところを考へているかどうかといふことです。私どもは何も映画館主がもうける

もの考へ方、大蔵省がほんとうに国民のふところを考へているかどうかといふことです。私どもは何も映画館主がもうける

もの考へ方、大蔵省がほんとうに国民のふところを考へているかどうかといふことです。私どもは何も映画館主がもうける

このためにぐずぐず言っているのではない。この税金は観覧する人が払っている。観覧する人が払っているというなら、たぐさんの金をかけても映画を見られる諸君、いわゆる負担力のある人からなげ取らないか、負担力のないところからたぐさん取つて、負担力のあるところを安くしようというのが今度の入場税の大蔵省の原案でしょう。このものの考え方を私は聞きたい。これでは国民生活がどうでこうでと大蔵省は言えますか。どうしてこういふ改正をしなければならぬのですか。その点を一つはつきり聞いておきたい。これははつきり大蔵省に言っておくけれども、この税金は観覧者が支払うのです。館主が支払うのじゃないですよ。

○吉園説明員 たいま御質問がございました点でございますが、その前にちよつと申し上げておきたいと思ひますが、大蔵省に移管されたから税金がちよつともふえておらないというお話でございますけれども、それは御承知のように移管に際しまして、従来一律五〇%であった税金が現在の一〇%ないし五〇%のきざみの税率になつた。このときに平均税率は二二%に下つております。つまり一律五〇%の税率であつたものが平均税率二二%に下つておりますから、当然二分の一以下になるわけでありまして、それが現在でも、すでに移管当時よりも上回つた税金になつておるのでございまして、決して大蔵省がサボつておるわけでも何でもないで、これは税金を下げた結果でございまして。

それから今回の改正につきまして今御指摘がございましたが、この点につきましては、入場税の今までの改正経

過を振り返つてごらんいただく必要があると思つたのでございまして。これは御承知のように、入場税は地方税當時は一律一〇%、一番高いときは一五〇%という税率であつたわけですが、これが高過ぎるというので、二十八年には一律一〇%を一律五〇%に軽減いたしましたわけでございます。二十九年にさらに追つかけまして軽減をいたしましたが、この際には、下の階級をできるだけ下げよう、財源に限りがあるので、上の方はやめておこうということ、御承知の一〇、二〇、三〇、四〇、五〇というふうにきざんだわけでございます。従ひまして、一番下の階級、五十円以下のところはそのときに実に五分の一に軽減されているわけでありまして。その上は五分の二、五分の三、五分の四、一番上はゼロ、こういう軽減になつたわけでありまして。この形が半面におきまして純音楽等については頭打ち二割という税率がございまして、これはプロ・スポーツ等につきましても適用されております。従ひまして、千何百円というリング・サイドにおけるような高い料金であつても二割、このことがやはり入場税の不均衡といふことを呼びまして、結局昭和三十三年には参議院修正におきまして、演劇に於いて三百円まで二割、三百円をこえたものは三割という頭打ち税率をとつたわけでございます。しかし、この形は映画等の不均衡その他が残るので、さらに政府は検討して全面的改正を行へという附帯決議までついたわけでありまして。従ひまして、政府といたしましては臨時税制懇談会において慎重な審議を求めたわけでございますが、現在入場税はほかの消費税とかなり形

が違つております。と申しますのは、従価税率であるばかりでなく、従価にさらに加重された税率でございまして。これはかなりきつい税率になる。たとえば二百円の料金のところと五十円の料金のところと比べてみますと、料金としては四倍でございますが、税金は二十倍になるわけでございます。つまり五十円のところは一割で五百円、それから二百円のところは五割で二百円、従ひまして二十倍、こういう税率はかなり無理がある。従ひまして、入場税につきましては、五割、四割というふうなむやみに高い税金を課しておるという非難は皆様がよくおつしやるところでございまして。しかも歌舞伎等については三割という頭打ち税率がきまつた場合におきまして、なぜ映画だけ四割、五割を取るか、百五十円の映画、八百円の歌舞伎がなぜ三割と五割でいいかという疑問は当然出て参る。従価税率でしかも加重されておるといふことが相当幅のある階級ならよろしゅうございしますが、八十円、百三十円、百五十円、一段ごとに一割ずつ上つていくというふうな税率はなかなか無理がある。それで臨時税制懇談会といたしましては、これに対して入場税の基本税率は二割くらいがいいのだ。しかし、現在安い料金について認めておる一割という軽減税率もこれを引き上げるわけにはいきません。また同時にそれと権衡をとつて、上の方は若干高くてもよからう。

一割、二割、三割というふうな税率といたうのは、入場税として一番落ちついた姿であるということになつたわけでありまして。それにのつとつてやつておるわけでありまして、これは二十八年

以来の税率改正の経緯を一貫してごらんいただければ、決して大蔵省が大きい方だけをまげようというふうなことでやつているわけでも何でもない。それは一貫した論理的改正であると思ひます。

○鈴木委員長 たいま佐藤大蔵大臣が御出席になつておりますが、大蔵大臣は他の委員会からも出席を求められておりますので、本委員会には約一時間程度御出席になることになつておりますから、この点あらかじめお含みおきを願ひます。

○門司委員 今のお話ですが、私は大蔵省のものの考え方がおかしいと思ふ。たとえば映画には幾つかの要素があるのです。古典的のものであつて、ある程度保存をしてやらなければならぬようなものがある。その保存の關係をどういふふうにするかということ、特にそれらのものについては税金を安く、観覧者が支払う税金ではあるが、安くしてやつて、そうしてできるだけそこに多くの人間を吸収するといふ、そういう一つの要素を持つております。それからこの關係の税金の本質的な議論というのは、今のような取ることだけが議論じゃないでしよう。鑑賞価値をどう見ておられますか、この税金を定めますときには、鑑賞価値が問題なんです。外国から輸入され封切りされたものの鑑賞価値と、それから半年くらいたつていなかの映画館の雨降りの映画とではどれだけ鑑賞価値が違ふかということ。この鑑賞価値を、税金を取ることだけ考へてものを考へるからさういふことになつてくると。支払う者の立場からすれば同じ映画を見るのです。片方はきよりアメリカ

から持つてきて封切つた映画を見る人と、それを半年たなければいなかの方に行かない。それで雨降りの映画を見る人と、鑑賞価値がどれだけ違ふか。封切りを見た人なら、雨降りの映画は金を出してもそんなものは見やしない。しかし、さういふ階級はさういふものを見なければならぬことにちやんとなつていんだ。映画の観覧料というものはさういふ幾つかの要素がある。この要素を一つ一つ分折していつてきめなければ、ただ税金が集まるとか、取るからとかいふことだけで大蔵省が議論されては、見る人が迷惑する。上の方を下げたら下の方を下げてもいい。経過がどうあろうと、そのときの経過はさういふ経過であつて、さういふ処置をとつたのだから、昔上の方を下げなかつたら今度は上の方を下げるのだということ、当てはまるかどうか。上の方を下げればやはり下の方も下げて、税金を支払う人の身になつてものを考へることが税法の正しいもの考へ方なんです。取ることばかり考へたら、大蔵省はちよつと高利貸しみたいなんです。さうでなければ苛斂誅求の府みたいなんです。あなたたちは映画を見て、雨降りの映画と封切り映画をどういふふうに見られるか。さういふ映画しか見られない諸君があるということなんです。だから、さういふものについても、今の大蔵省のようなもの考へ方では困ると思つたので。従つて、この際ははつきり聞いておきたいと思ひますが、大臣からこれだけ御答弁願つておきたいと思ひます。経緯はいろいろございまして、これを地方税から国税に移して、さうして国税で取る。それ

でもまたその全額をそのまま地方に譲与  
されているこの姿は、私はあまりいい  
姿じゃないと思うのです。大蔵省は、  
おれたちが取らなければ地方では取れ  
ないという優越感を持つてゐるかもし  
れないけれども、そういう役所の優越  
感は一つやめてもらいたい。だから元  
通り地方に譲与するならば、やはり地  
方税に一応返して、税金のあるべき姿  
というものをきいていただきたいた  
方がいんじゃないか。国に移した価  
値が何もないんだから、そういうもの  
についてどう考えるか、それを聞いて  
おきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 御議論だけ何つてお  
りますと、しごくごもつともなよう  
でございますが、今問題は、各地方の自  
治体の財源というものができるだけ偏  
在しないようにという考え方を美は  
たしておるのであります。その偏在の  
点から、一応国でとりまして、これを  
自治庁の財源に回して、そして自治庁  
の方でこれを配分していく。こういう  
処置をとらしておるといふことでござ  
いますから、この点は御了承いただき  
たいと思ひます。

先ほど来のお話を伺つておりまし  
て、五十円についてもぜひ下げろとい  
うお話、これもりつばな御議論だと思  
います。ただ映画は非常な大衆性を  
持つて参りまして、封切りはいなか  
で見るといふかぬというお話もござ  
います。いい映画を早く安く大衆  
に見せるということが望ましいことの  
ように思ひます。ただ地方に回つてい  
くとか、あるいは東京都内でも場末の  
映画館にかかります際は、もう非常に  
安くなつておられます。その辺で特に大  
衆性を強調されて、五十円について

でも下げろとおつしやる。これもわか  
らないではございませぬ。一面、入場  
税にいたしまして、税収の問題等  
の関連もございまして、ただ理論だ  
けでもなかなかいきかゝるものござ  
います。また経過的にも、先ほど来申  
し上げますように、漸を迫つていかざ  
るを得ないというものもございませぬ  
から、それらの点も御了承賜りまし  
て、今回の改正案を十分御審議いた  
きたいと思ひます。

○鈴木委員長 阪上安太郎君。

○阪上委員 大蔵大臣に御質問申し上  
げます。

過般来、地方行政におきましては、  
地方の三十四年度の財政計画なり、あ  
るいは地方税制三法の問題なりを取り  
上げて審議いたしました。その間また  
公述人等呼びまして公述を受けて、  
いろいろ審議を進めてきておられます  
が、これらの問題についての自治庁の  
考え方というものは、われわれとして  
はほぼ承わつたのであります。ただそ  
の場合、いろいろと不合理が出てきて  
おりますが、その不合理の原因等につ  
いて追及いたしますと、結局大蔵省が  
それらの点についてなかなか言ふこと  
を聞かない。これは昔からあつたこと  
でありますけれども、そういうことの  
ために、合理的な地方の財政計画とい  
うものがなかなか成り立つていか  
ない、こういうようなことになつてお  
ります。つきましては、この際一つ大臣  
にお伺ひいたしたいのは、国と地方を  
通ずる行政の問題の一環として、財  
源の配分を一体どうお考えになつてお  
るか、どういふふうを持つていつたな  
らば適正であるか、こういう点につ  
いてお伺ひいたしたいと思ひます。

御案内のように、最近地方自治体に  
おきましては、われわれはほんとうに  
遺憾に思つておるのでありますけれど  
も、汚職が次々と続発いたしてござ  
います。その原因等を考へて参りますと、  
一つは市長なり議員なりの人格の  
欠除によるところの部分がかなりある  
と思ひます。しかし反面、最近のいろ  
いろな汚職の原因の特異性を考へてみ  
ますと、どうやら地方財源が枯渇いた  
しまして、住民からはいろいろな要求  
があり、地方行政の事務はますます拡  
大されなければならぬし、行政水準は  
高めなければならぬ。こういうような  
ことでもつて、何とか一つ財源を獲得  
したいというので狂奔している。こう  
いつた狂奔の姿の中からは、最近出てお  
ります好ましからざる汚職の原因をわれ  
われは見出せると思ひます。また国の方  
でもつて、予算が一兆ヨイクニ  
ございまして、そういうふうな格好  
でもつて一応左うちわでのうのうとし  
た政治が行われている。ところが地方  
は一兆三千三百四十億、われわれは  
これを一兆サミシイと呼んでおります  
が、地方の方では非常にさみしい状態  
にある。大蔵大臣としては、国と地方  
の財源の適正化というには、国について  
いろいろふらにお考えになつておるか  
といふことを、一つ腹を割つてお答へ願  
ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 たいだいまお尋ねの点  
は根本的な問題でございませぬ。私も  
も、国と地方との財源の分配というこ  
と、これがうまくいかないと、せつか  
くの地方自治というものも実を結んで  
いかないと思ひますし、また国の行政  
といたしましては十分の効果を上げな  
いものだ、かように考へて非常に苦心

しておる問題でございませぬ。国の場合  
は、これは単一でございませぬから比較  
的わかりやすいのでございませぬが、地方  
団体となりまして、いわゆる都道府県  
等その相互の間におきまして、人口  
の分布あるいは地域の構成の面から見  
まして、海岸線が長いとかあるいは気  
候、風土等の影響を受けたり、あるいは  
はまた産業分布の状況等から見まして  
も、非常に貧富の差がございませぬ。さ  
らにまたその都道府県を形成しておる  
下部——下部と申しますと語弊がござ  
います、市町村の地方団体、この関  
係等を見まして、これまたそれぞれ  
事情を異にいたしてございませぬので、こ  
の地方自治を完成していくという上か  
ら、安定した財源を確保する必要のあ  
ることはよくわかりませぬ、また、た  
だいまおあげになりました行政水準を  
高めるといふことについての各自治体  
の努力というものは、これまた十分考へ  
ていかなければならぬと思ひます。  
同時にまた国として、地方自治をこ  
さない観点に立つての自治体とのつな  
がりを考へていく、こういうことを  
考へて参りますと、財源の問題が基本  
的に非常にむずかしい問題になつて  
るのであります。これはどうしても大  
がかりな問題、基本的な問題として取  
り組んで参らないと、容易に結論の出  
るものではない、かように考へませぬ。

昨年与党の減税公約を実施するに当り  
まして税制懇談会を設けましたが、そ  
の税制懇談会におきまして、特にこ  
の点は指示されました、将来にわたつ  
て権威のある税制懇談会を設けて基本  
的な検討をすべきだといふことを実は  
指摘されておるのであります。この税  
制懇談会においてもちろん取り上げま

して、対策を十分講じて参りたいと思  
ひます。少しわき道にそれますが、税  
制懇談会では、この国と地方との財源  
の分配の問題、あるいは間接税のあり  
方、あるいは企業課税のあり方という  
ようなものを特に取り上げるようにと  
いうことを実は申しておるのでありま  
す。そこで基本的なところから取り  
組むつもりでございませぬが、同時に  
また、国民といた、あるいは地方民と  
いた、自治体を構成している各地方の  
方といた、税を納めるという場合に  
なると、これは同一の人が負担をす  
るのでございませぬ、この負担の面か  
らやはり財源の問題を十分考へして  
いかなければならぬといふ点がある  
のであります。

たいだいま御審議をいたしてござい  
ませぬ、地方の安  
定した財源をとりたといふ意味か  
ら、事業税のごとく、景気の変動に  
よつて左右されるような財源に多分に  
依存することは不適当ではないかとい  
ふような考へ方もあつて、事業税につ  
いての減税案などもいろいろ計画いた  
したのでございませぬが、地方財源の  
ものが不足いたしてございませぬ、国  
の補てんは思ひやうにいかなない現  
状でございませぬので、事業税などにつ  
いての処置は、今回は当初考へました  
のよりもよほど後退を余儀なくされた  
のであります。さらにはまた先ほど入場  
税についてのいろいろの御議論が出て  
おりますが、これなども人口によつて  
配分するやうな方法をとつてござい  
ませぬ。今後、まだきめておるわけでは  
ございませぬ。いろいろ自治体の御意見  
が全部が一つにはなかなかまとまらな  
いので、一口に自治体と申してござい

して、対策を十分講じて参りたいと思  
ひます。少しわき道にそれますが、税  
制懇談会では、この国と地方との財源  
の分配の問題、あるいは間接税のあり  
方、あるいは企業課税のあり方という  
ようなものを特に取り上げるようにと  
いうことを実は申しておるのでありま  
す。そこで基本的なところから取り  
組むつもりでございませぬが、同時に  
また、国民といた、あるいは地方民と  
いた、自治体を構成している各地方の  
方といた、税を納めるという場合に  
なると、これは同一の人が負担をす  
るのでございませぬ、この負担の面か  
らやはり財源の問題を十分考へして  
いかなければならぬといふ点がある  
のであります。

すが、富裕県なり、あるいはまた富裕団体と後進県等との点で主張もいろいろ変つておると思いますが、たゞ消費税等についても、その分配等におきましても工夫の余地があるのではないかと、また自治庁に對しても十分それらの点について御検討を願いたいということを実は申しておるのであります。これなどはきわめて今当面しておる問題でございますが、御指摘になりましたように基本的な問題がございまして、これは調査会において十分審議をいたしまして、地方財源の確保また國の財源の確保、國と地方との調整をはかりますと同時に各地方団体といひますか、都道府県間の相互の調整なり、さらにまた都道府県と市町村の關係等も調整をする必要あり、かように考へております。これなどは短期間の間になかなか結論の出るものではないでございましょう。しかし、こういう際に私どもも基本的な問題として取り上げていくつもりでございます。

○阪上委員 大へん時間に制限があるよりでございますので、簡単にさらに質問を続けたいと思ひます。御案内のように國の全体の租税収入、そのうち地方団体が使用しておるのが大体六三〇というのが最近ここ二、三年の傾向なのであります。それで補助金、負担金あるいは譲与税あるいは直轄事業に對するところの國の負担、交付税は別といたしまして、そういうよりな形において一たんこれが國に入つて参りまして、そして終末において使用するのは逆に六三〇を地方自治体で使用しておる。こういう状態を考へてみます

と、先刻も言いましたように、こういうところの中から何か一つの弊害が今出ている。一つは二重行政的な弊害もありませんし、あるいは補助金等がほしいために盛んに陳情等を繰り返して、そこから思まわしい問題等も私は出てくると思つております。こういった点を考へ合せて考へて参りますと、さらに少しこまかくなりますが、國と地方の租税の配分、財源の配分でありませけれども、租税の配分というよりなものは一体どういうところに大蔵省としては目安を置いていろいろな税制をいじくつておられるか、一つの刃をお伺いいたしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 先ほど大体御説明したところで尽きるかと思ひます。問題は、國の政治とまた地方自治体の自治行政、これを調整をはかつていく。そうして全体としては全体の行政水準が高まるようにということ。その地理的な問題でもあり不幸でないようにしたいというのが私どもの考へ方でございます。

○阪上委員 この問題につきまして、先ほど大臣から懇切に御説明をいただいたのであります。その中でいろいろ技術的な解決をはかつていく将来の機關として税制懇談会とおつしやつた。税制懇談会というのは今大蔵省にあるあれでございますか。それからついでにお伺いいたしておきますが、今度できる税制調査会の構想、これはやはり内閣に置くのですか、大蔵省に置くのですか、その点伺つておきたいと思ひます。

今のようなお尋ねが出たかと思ひますが、もちろん法律に基きまして税制懇談会あるいは調査会と申しますか、これを内閣に置いて權威のあるものにした。昨年も大へんおしかりを受けたのでございまして、昨年は臨時緊急を要するということで便宜な処置をとりました。今回の問題は、私ども考へを改めて、法律に基いて權威のある審査をお願いするということでございます。

○阪上委員 さらにこまかくなりますが、率直に申し上げまして今回の減税、税制改正の中で過般米非常に問題になつておる審議の状態でございますが、一つは三十五年以降実施されます住民税の減取補てんの問題があるものであります。それからもう一つは固定資産税の制限税率の引き下げによるところのこれまた減取補てん、この二つの問題が非常に問題になつております。

そこで一つお伺いをいたしたいのですが、端的に結論でもつけようでございますが、地方団体等の考へ方、私どもの考へ方といたしまして、三十五年以降の問題でありますけれども、その住民税平年度百十八億、初年度が百四億になりますか、これについてはたばこの消費税を四・五%引き上げることによつて救済する希望が非常に強いのであります。これに對して大臣はどう考へになるか、どういふふうにやつていくか、こういうことを一つお伺いしたいのであります。

もう一つは固定資産税の減取補てんでございます。これは今回は交付公債方式でおやりになつたということでございます。しかし、こういうふうなき方というものは私は必ずしも適当じゃ

ないというふうな考へられるのでありまして、これらの点につきまして減取補給金制度というふうなものを考へてこれを実施される考へ方があるのかどうか、この二点をお伺いいたしたいと思います。

○佐藤國務大臣 ことしの予算を組みますに際しまして、いろいろ困から補てんの問題が議論になりました。この住民税は当然はね返りがある、非常な減取になるということで、それに対する対策を今日から立てろというお話もあるわけであります。地方として貧弱な財源を持ち、また地方としてなすべき仕事も非常に多い際、また國の仕事がふえた際、そういうふうな御要望が出てくることも、これはまあ当然かと思ひますが、問題は、十分歳入歳出のあり方を検討すべきものであります。ことしの事業というが、経済のメリットから見ますと、困といわず地方といわず、相当増取等も予定されるだらうと思ひます。従ひまして、ただいま御指摘のような点は、總体としてその対策を考へべきことではないかと思ひます。今日たばこ消費税をどういふようにしろとか、あるいはその率をどういふようにしろとか、こういうふうな御要望等がある点は、何つておきました。来年度予算編成に際しまして十分それらの点を考へて参りたい、かように思つております。

固定資産の減取補てんの問題は、御承知のように交付公債の元利補給で処理することになりました。これはいろいろ議論がございまして、その中間的な議論は省略させていただきます。私どもはこの種のものには特別交付税で処理していくという考へ方をいたして

おるのでございます。もうすでにこの問題は一応解決がついておりますから、それに一つまかしていただきましたと思ひます。

○阪上委員 今の住民税等の減取補てんについては、今のごとく具体的な策は考へていない、こういう御答弁なのであります。そうして来年の状況を見てその一々の絵をかいていく。このようにわれわれは聞きとれるのでございませが、こういう点はわれわれとしては非常に不満なのであります。この審議の過程においても、各種団体から要望があつたときに、こんなものは当然来年年度考へられることであるので、今から改正しておかぬと、大蔵省は何を考へ出すかわからぬ、こういうことになつておるのであります。こういった問題について、おそらく大蔵省の方では何か交付税等によつて補てんしていこうというふうな考へ方に導かれるおそれが十二分にあるようにわれわれは思つておるのであります。こういったものについて、はつきりしたものを今から打ち出しておかれるということが必要であるし、地方団体も非常にこの点を望んでおるのであります。それを何かたばこ消費税の引き上げということになりますと、大蔵省はまづこの点から反對して、どうしてそういうことを考へになるか。大体交付税等によつてこれはやれるかやれぬかわからぬけれども、こういうたばこの減取を補てんするなというものは、もつてのはかだと思ひます。これはやはり減取は何らか他の税によつて補てんすべきではないかというふうな考へ方

を考へられるか。大体交付税等によつてこれはやれるかやれぬかわからぬけれども、こういうたばこの減取を補てんするなというものは、もつてのはかだと思ひます。これはやはり減取は何らか他の税によつて補てんすべきではないかというふうな考へ方

を持つておるのであります。この場合、われわれも偏在することを非常におそれますので、できるだけ偏在性の少ないものとして、安いたば消費税といふものも考えられる。そういうことについてはもう少し的確に御答弁願いたかっただけでございます。

それからただいまの固定資産税の制限税率の引き下げに伴う減収補てんの問題であります。何か大蔵省の方では、金を貸すような方式でならばいつも簡単に応じられる。結局、最終的にはそういうことになるのですけれども、金を貸す方式ばかり考えられて、そうして減収補てんに対する補給金制度などをあつとも抜本的に考えようとしなさい。こういう点については、なおかつただいまの御答弁では非常に不満なのでありますが、どうなんぞございませぬか、もう少し態度をはつきりきめていただけないですか。

○佐藤國務大臣 将来の問題、いろいろ考えなければならぬと思つて、三十四年度について元利補給としたのは、三十四年度の処置としてはやむを得ないと思つて、また木材引取税等もそういうような処置をとりまして、そうして実績を見た上で今度は考へていくということになるのでございませぬ。ものの順序でございませぬから、さうに御了承願ひたいと思つて、さうに御上委員の順序でございませぬからと申すのであります。

○阪上委員 ものの順序でございませぬからと申すのであります。あまりいい順序ではないと思つて、次に交付税の問題で若干お伺ひしたいと思つて、現在交付税の交付税率を一%上げられまして、百分の二八・五というのが標準になつております。こういう

た問題につきまして、この話がまとまる以前に大蔵省と自治庁の間で、何か将来、来年度は財政収入の算定といふものを百分の九十くらいまで持つていくというふうな密約がかわされた。こういうふうな密約がかわされたが、この点どうなんですか。

○石原政府委員 事務的な問題でございませぬから、私からお答を申し上げませぬ。標準財政収入を府県の場合におきまして七割、市町村の場合におきまして八割という見方をいたしておるとは御承知の通りであります。この割合を上げまして、もつと後進団体の方向に金がいくよりにいたしてはどうかという議論がございまして、ただいまお話をございまして、本年度の予算の過程あるいはその後におきまして、いろいろな自治庁と相談をいたしました。しかしながら、三十四年度におきましてはそういう運びにいたしませんので、今後引き続き自治庁、大蔵省の間で検討をして参りたいということにいたしておりますので、今後十分に相談をいたしたいと思つております。

○阪上委員 この問題は主計局長さんからもお答へになりましたので、大臣の時間の都合を考へまして、あとでまた御質問申し上げます。

次に大臣にお伺ひしたいのでございませぬ。地方財政再建計画等のための臨時特例法といふものがあります。この三月三十一日でもって期限が切れることになつております。これに對しまして、道路関係のみはガソリン税とのかね合ひでもつて、これは存続されることになつております。その他のものは全部このままで打ち切りになつてしまふ、こういう状態に入つておるのであ

ります。しかしながら、これは今回の地方財政計画等からながめてみましても、公共事業が非常に増高いたしてありまして、これに對する地方の負担といふものが非常にふえてくるのであります。そこへもつてきて減収に對する減収補てんの措置といふものが十二分に見込まれていないというふうな状態もあり、ことに再建団体等につきましては、なお依然として今再建の途上にあるとわれわれは考へておるのであります。こういう再建の途上にある段階において、國の指定事業等に對して強く要請され、一方においてこういった臨時といふものがなくなつてしまつて、負担がさらに増高いたしてくる。こういうふうな状態では、國はいいといたしてしまつても、地方では非常に予算編成期に困つておるのではないかとわれわれ思うのであります。同時に實際問題として、せつかく増高されましたところの公共事業といふものが、究極においては実施することができないような状態に返上するといふような形に入つてくるのではないかと私は思ふのであります。こういう臨時特例法の全体的な延長存続といふようなことについて、われわれはぜひともやつていただきたいといふ考へ方を持つておるのであります。大臣のお考へはどうでございませぬか。

○佐藤國務大臣 地方財政がまだ臨時を必要とするといふ御議論でございませぬが、この点は私どもの見るところでは、國、地方のいろいろな御努力によつて、よほど地方財政も建て直つてきた。かように考へますし、臨時法を設けましたその趣旨から見ましても、期限が実は到来いたしてお

り、一応予定された時期ではございませぬし、その間におおむね所期の目的を達成したように考へますので、今回の期限到来と同時に、私もこれを廃止するといふ考へ方ではございませぬ。そこで御意見のございませぬ道路については特に見たという点、その通りでございませぬが、公共事業全般について今回のような措置になると、返上する限も出るんじゃないかと、そういうことではございませぬ。これらの点は今までも伺われないわけでもございませぬし、そういう地方については公共事業の分配等についても、特に考へていかなければならぬかと思つて、總体の公共事業の量は、今回は私も非常に気がいたしてお

ります。地方の単独事業が、國の關係分の予算が非常にふえておるために、いわゆる自治体本来の仕事が非常にやりにくいんじゃないのか、こういうふうな御意見を伺つておるのであります。一応首肯できる理論のようにも考へられますが、公共事業費予算の全体を見ますと、在来からの公共事業費全般の伸び等も考へてみますと、今回の公共事業費は大体消化できるものではないか。最近の傾向をいたしまして、國と地方との公共事業のかぶり合せ方が、國を中心にしての事業がよほど多くなつておる。そういう点から見まして、返上といふような事態は、特別な地域について特に考へなければならぬかわかりませぬが、總体としてはあまり心配することはないのではないかと。あるいは樂觀にすぎるといふおしかりを受けるかわかりませぬが、ただいま申すような考へ方をいたしておる次第でございませぬ。

○阪上委員 次に、これはまた大臣の御答弁をわすらわすことにならうかかわりませぬが、最近地方団体で問題になつておるものは、ここ数年問題になつておるのであります。税外負担といふものが非常に多いのであります。これに對して自治庁等もこの問題については頭を悩ましておられるのであります。何とかこれを救済する方法を考へたいということになりますが、それを救済するということにならうかと、相当額の財源が必要になつてくるのであります。これに對しまして大蔵省はどうか、税外負担のデータ等をはつきり握つておられるかどうか。もし握つておられるなら、この際一つお示し願ひたいと思つております。

○佐藤國務大臣 いろいろお話を伺つておられますが、ただいまお目にかけようなデータは持つておりませぬ。ただ言葉は税外負担といふことでございませぬが、税外負担の内容等も十分検討して見る必要があるのではないと思つて、負担をかけなくともいいようなものまで、非常に好意的に支弁されておるものもございませぬし、本来固なり地方なりで当然見るべきものも、税外負担の形式でまかなつておるというふうなものがあると思つて、そういうものについては、何らかの措置をとつていくべきではないかと。自治庁におきましても特にこの税外負担の問題が最近問題になつておるのであります。非常に氣をつけておられるのであります。その内容等について詳細がわかりませぬが、自治庁ともよく相談したい問題だと思つてお

○阪上委員 この税外負担の問題につきまして、大蔵省は、これだけ問題に

なつておるのに、いまだに自分でデータをもちにらなず、ただ単にそういつたものは取り上げないんだというがごとき考え方が推察できるような扱い方を続けられておる。もしそれが必要でないということであるならば、思い切つて必要でないという証拠をはつきりとお示し願ふ必要があるのではないかと私は思うのであります。在来とも、この問題については、少しも熱意を掲げることがないようでございます。ただ単にそんなものは必要ないというふうな観点から、調査すら進めようとしぬというふうな態度につきまして、私は非常に不満に思うのであります。もつと真剣にこの問題を取り上げて、いかに税外負担というものに悩んでおるかというところをお考えいただきたい、何らかの救済措置というものを一つ政府間でもつてお話し合い願つて、措置を講じていただくことが必要ではないかと思つております。もうこの問題は五、六年はつたらからしてあります。どうなんでしょうか。

あることは御承知の通りでありまして、それらの内容につきまして十分に調べをいたす必要がございます。大蔵省自身におきましては地方機関を通じておりますので、これらの機関を通じて内容を調べたいと思つております。現在までのところ、先ほど大臣がお答えを申されましたように、まだこちらでは、こういうふうなものはつきりとしたデータを握つておるという程度のことまで至つておりません。本年も引き続きまして努力をいたしたいと思つて、今の問題等も一つできるだけ早く調査願つて、ただ単にそんなものは認めなくてもいいんだとか、そこまでの類はないのだというふうな言い方をしないで、真剣に取り上げて、来年はぜひとも措置していただきたい、こういうふうに思つております。

が支払うべきものについて市町村がいわゆる寄付の形で出しておるもの、それが法律によるものと法律によらざるものと二つある。これも私は当然あると思つておるが、こういうものはなりたくさんの額になつておるのだから、これを見てみましても、六十三億というふうな数字がこの本にちゃんと書いてあるのですよ。そういうことと、こういうものをもしあなたの方で必要があるんだかないんだかわからぬというならば、大蔵大臣に対してはつきり聞いておきたいと思つて、地方の住民は、当然市町村が支払うべきものと考えられるもの、それからさらに県が当然施設すべきもの、支払うべきものについては絶対に寄付をしてはならない。住民は公費でまかなうべきものについては負担をしてはならないというふうな指示を、あなたの方からいたされませんか。これは一体どうなんでしょうか。

ん。しかしそういう際に、やはり地方としては時期的にどうしても早くやりたという意味で、これを税外負担というよりな形で処理されておるものが私にはあると思つておる。だから、税外負担と一言で申されますが、それを直ちにみな公課に切りかえるとかいうふうなわけにはいかないだろうし、やはりこれは国の財政なり県の財政なりに一つは基準があるので、それをお考え願つて、そうしてその範囲で事業も処理していただくということをお願いしたいものだと思つておる。

ら、その範囲においてサービスをやらなければならないのが本来の建前である。しかるに金が足りないから、従つてきつめて高い手数料をとつておる。そういうことから、地方財政というのは昔から千四、五百億か二千億くらいのがまかなわれておるといふのが実情ですが、国にもこういうものがあるかどうかということなんです。もう一つ言いたいのは、今税外負担のことが問題になつておりますが、地方自治体の中には税外負担だけではない、超過税率の問題です。この超過税率も、青森県のごときは県民税に對しまして五割の増徴をしておるんですよ。こういうことで地方自治体は實際非常に悩まされておる。地方自治体の住民が悩まされておる。

○石原政府委員 先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、税外負担というものの実情につきましては、団体の数も多うございますし、事業の種類につきましても多岐にわたつておるものがございますから、私どもも従来いろいろな機会に、文部省でありますとか、あるいは自治庁でありますとか、それらの資料あるいは調査の若干でできております分につきましては検討いたしておる次第でございます。そういたしますと、先ほど大臣からもお話しを申し上げましたように、必ずしも公費で負担をいたすべきものばかりでもない、こういう状況に

○石原政府委員 先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、税外負担というものの実情につきましては、団体の数も多うございますし、事業の種類につきましても多岐にわたつておるものがございますから、私どもも従来いろいろな機会に、文部省でありますとか、あるいは自治庁でありますとか、それらの資料あるいは調査の若干でできております分につきましては検討いたしておる次第でございます。そういたしますと、先ほど大臣からもお話しを申し上げましたように、必ずしも公費で負担をいたすべきものばかりでもない、こういう状況に

○石原政府委員 先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、税外負担というものの実情につきましては、団体の数も多うございますし、事業の種類につきましても多岐にわたつておるものがございますから、私どもも従来いろいろな機会に、文部省でありますとか、あるいは自治庁でありますとか、それらの資料あるいは調査の若干でできております分につきましては検討いたしておる次第でございます。そういたしますと、先ほど大臣からもお話しを申し上げましたように、必ずしも公費で負担をいたすべきものばかりでもない、こういう状況に

○石原政府委員 先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、税外負担というものの実情につきましては、団体の数も多うございますし、事業の種類につきましても多岐にわたつておるものがございますから、私どもも従来いろいろな機会に、文部省でありますとか、あるいは自治庁でありますとか、それらの資料あるいは調査の若干でできております分につきましては検討いたしておる次第でございます。そういたしますと、先ほど大臣からもお話しを申し上げましたように、必ずしも公費で負担をいたすべきものばかりでもない、こういう状況に

○石原政府委員 先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、税外負担というものの実情につきましては、団体の数も多うございますし、事業の種類につきましても多岐にわたつておるものがございますから、私どもも従来いろいろな機会に、文部省でありますとか、あるいは自治庁でありますとか、それらの資料あるいは調査の若干でできております分につきましては検討いたしておる次第でございます。そういたしますと、先ほど大臣からもお話しを申し上げましたように、必ずしも公費で負担をいたすべきものばかりでもない、こういう状況に

ておる。もう四年も前にたばこ消費税を三〇%に上げなさいというのを政府にちゃんと勧告しておるのであります。それをその後一向やろうとしなさい。プライベートに作った自分に都合のいいもの言うことばかり聞かれ、税制調査会がどうのこうのというようにことごとくおつて、そうして国が法律で定められた権威のあるべき地方制度調査会の意見を聞かないというところは一体どういふわけです。これは総理大臣に聞いた方がいいと思ひますが、大蔵大臣の考え方は一体どうなんでしょうか。

○佐藤國務大臣 地方制度調査会の意見も尊重して参るつもりでございます。これだけにははつきり申し上げておきます。

そこで今御指摘になりましたような、先ほどの税外負担について、これは私の答弁が不十分でございました。いろいろな御疑問が出ておると思ひますが、私はやはり予定される歳入をもつて、緊急度に従つてその自治体内の仕事は順序をつけていたがたいというところを、これは申上げたいのです。そこで、これが本来の仕事であるとかないとかいふ議論とは別に、実際問題としてまかなう場合に、どういふものを一番先に取り上げるかをやはり考えていただいて、そして非常に緊急度の高いもの、また時期的に早急を要するものなものを税外負担の方式で処理されることは、行政としては私は必ずしも賛成ができない、こういふ意味のことでございます。ただ、御承知のことです。ただいま御指摘になりましたように、法定外普通税があつたり、あるいは超過税率があつたりいろいろ

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十一号 昭和三十四年三月十一日

ちまちまでございます。法定外普通税などはなるべくやめていただきたいという気持でございます。ございまして、やはり町村の独立性等がありまして、一律にはそれはいかないと思ひます。最近非常に問題になっております家畜税の議論とかいろいろものは、農村に対して特に考慮していかなければならぬものだと思います。こういふような法定外普通税なりあるいは超過税率をとつておるといふようなところは、御指摘の通り、もう財源のないほんとうに貧弱県だと思ひます。また貧弱地方団体だと思ひます。そういうところに對してどういふ見方をするか、これがいわゆる交付税の配分において考えられたりあるいは應答補正の考え方である。いろいろ考慮が払われたいと思ひます。そういう全体の行政水準を高めていくというところになるのでございまして、これはやはり交付税の総体が少いから住民のめんどうが見れないというふうな問題もございまして、その辺の工夫をやはり交付税の配分などにおいて、特にお願いしたいというところで、私もいろいろ自治庁に對して要求をしたり要望したりして、そして総体の行政水準を高めていく方向へ努力している最中でございます。

それからたばこ消費税の率を上げろということ、これも一つの問題には違いないと思ひます。しかし、これは全体の予算の建前がございまして、その簡単に地方制度調査会がいろいろな結論だからといって、それだけになかなかいかない。ただ、たばこ消費税の分配方法につきましては、先ほどの入場税と同じように、なお工夫の余地はないかということをおぼろしく思ひます。

○門司委員 今大臣は研究をすると言われるが、私は研究を聞いていられるので、率をふやすかふやさぬかといふことを聞いています。研究や配分なんかはあとで考えられたい。先にそれを考えてもらいたい。

それからもう大臣は時間がないでしょうが、總体的な地方との関係ですが、これは大臣もかなり聞かされておりますからよく御存じだと思ひます。地方の財政計画とそれから国の財政計画との質的問題です。現実の問題を見てみますと、国の財政計画というものは、その年度の予算と質というものは、あなたの方で予算を立てられたものとほとんど変りはないのです。ところが、地方財政計画というものが立てられて、決算との見合いをいたしますと、大体一千億ないし二千億違つています。一体この開きをどういふふうに政府は見ておられるかというところで、これは地方財政というものについて、この処置が適切でないからいろいろなものが出てくると私は思ひます。最初の地方財政計画は、さつきも言うように一兆三千三百四十一億です。そのくらゐのことになっておる。ところが、この決算になりますと、取入の方は割合にふえていかなが、支出の方はずつとふえてきて、そして思わざる借金が出てきておる。そういうものがあるいは交付公債になり、いろいろな形で地方の財政を圧迫しておる。一つ一つは申し上げませんが、国の財政と地方の財政とのそういう変動的な今日の現状を直して、こうとするには、少くとも今日の地方財政のあり方といふものは、もう少し実質的に財源を与えるといふことが先決でなければならぬ。これは問題を一つずつ話していけば切りがないと思ひます。従つて、大蔵省の意見としては、今のような財政配分の姿でよろしいというふうにお考えになつておるかどうかというところです。この点を一つはつきり大臣からお聞きしておきたい。

○佐藤國務大臣 それも税制調査会にやらせるのかとおつしやると思ひますが、とにかく見直さなければならぬ時期にきておると思ひます。そこでもう一つ私は指摘してみたいと思ひます。これは、国のこの制度といふものは、非常に古い長い経験の積み、機構もかなり整備されておりますので、予算を作りましても、歳入にしても歳出にしても比較的狂いがないうつてございまして、地方自治体といふものは、戦後非常に本質的な変革を来たしております。まだ十三年やなんかでは、なかなか問題が解決しないのではないかと、そういう点でなかなか問題があるのじゃないかと私は思ひます。一例をとつて申しましても、この予算編成に當りまして、自治庁の見方と大蔵省の見方がいつも根本的に相当多額の食い違いを来たしておりますが、最近の決算の状況等から見ますと、順次双方の見積りも近づきつつあるという状況でございます。ですから、これなどは非常に大まかなことを申して恐縮ですが、いい例

じやないか。結局、自治体といふものがまだ歴史が浅い、経験が浅い、そういう点からいろいろの問題が残つておる。財源の問題等にいたしまして、もうこの辺でもう一度配分を見直して、こういふ時期にきておると思ひます。私が言えるのではないかと、責任を他に転嫁しておるようでございます。責任を他に転嫁して、結局、自治体が生まれましてまだ経験の浅いといふところから、今日のような状況が生まれておるのじゃないか。この状況がいいわけではございませぬ。全体の行政水準を高めていく上において、一そう国と地方との調整、また連関性といふものを十分考えていきたい、かように考えております。

○門司委員 今の大臣のお話ですが、もう一つ私は大まかなものを突つ込んで聞きたいと思ひます。それはさつき申し上げました財政配分の問題ですが、先ほど阪上君からもお話をいたしましたように、地方の全体をまかなう三分の一しか実財源を持っておらないという地方自治体の現状では、これは大臣がどうお考えになつても、実質的にやれないのです。ここで問題になつてきますのは、非常にふえるのは不必要な借金がふえるということ、今幾つかあげられました住民の負担でかろうじて今日の地方の自治体といふものはやつてきておる。突つ込んで聞きたいと思ひます。国はその中でほとんど国債といふものを発行されておりませぬ。九十何%までは大体税収入と専売益金でまかなわれておる。地方は御承知のように、最近では幾らか整理をしてきましたから減りましたが、非

○佐藤國務大臣 それも税制調査会にやらせるのかとおつしやると思ひますが、とにかく見直さなければならぬ時期にきておると思ひます。そこでもう一つ私は指摘してみたいと思ひます。これは、国のこの制度といふものは、非常に古い長い経験の積み、機構もかなり整備されておりますので、予算を作りましても、歳入にしても歳出にしても比較的狂いがないうつてございまして、地方自治体といふものは、戦後非常に本質的な変革を来たしております。まだ十三年やなんかでは、なかなか問題が解決しないのではないかと、そういう点でなかなか問題があるのじゃないかと私は思ひます。一例をとつて申しましても、この予算編成に當りまして、自治庁の見方と大蔵省の見方がいつも根本的に相当多額の食い違いを来たしておりますが、最近の決算の状況等から見ますと、順次双方の見積りも近づきつつあるという状況でございます。ですから、これなどは非常に大まかなことを申して恐縮ですが、いい例

○門司委員 今の大臣のお話ですが、もう一つ私は大まかなものを突つ込んで聞きたいと思ひます。それはさつき申し上げました財政配分の問題ですが、先ほど阪上君からもお話をいたしましたように、地方の全体をまかなう三分の一しか実財源を持っておらないという地方自治体の現状では、これは大臣がどうお考えになつても、実質的にやれないのです。ここで問題になつてきますのは、非常にふえるのは不必要な借金がふえるということ、今幾つかあげられました住民の負担でかろうじて今日の地方の自治体といふものはやつてきておる。突つ込んで聞きたいと思ひます。国はその中でほとんど国債といふものを発行されておりませぬ。九十何%までは大体税収入と専売益金でまかなわれておる。地方は御承知のように、最近では幾らか整理をしてきましたから減りましたが、非

○門司委員 今の大臣のお話ですが、もう一つ私は大まかなものを突つ込んで聞きたいと思ひます。それはさつき申し上げました財政配分の問題ですが、先ほど阪上君からもお話をいたしましたように、地方の全体をまかなう三分の一しか実財源を持っておらないという地方自治体の現状では、これは大臣がどうお考えになつても、実質的にやれないのです。ここで問題になつてきますのは、非常にふえるのは不必要な借金がふえるということ、今幾つかあげられました住民の負担でかろうじて今日の地方の自治体といふものはやつてきておる。突つ込んで聞きたいと思ひます。国はその中でほとんど国債といふものを発行されておりませぬ。九十何%までは大体税収入と専売益金でまかなわれておる。地方は御承知のように、最近では幾らか整理をしてきましたから減りましたが、非

常に多額な過去の借金を背負っており、従って、この辺で財政の立て直しをするというためには、一応過去の政府のあやまてる財政政策——私ははつきり申し上げます。これは財政計画を立てる上に、最初は地方財政の一番悪かった二十五年を基準年度としてとっている。そうして行き詰つてどうにもならぬところで二十九年をまた基準年度にするというに変えられておつた。その間に、いろいろ国は財政処置をすべきをしなければならぬこと、地方にたくさん借金をこしらへさせておられます。従つてこの借金について、一体特別の処置を全体的の問題として——今の交付公債に対する利子の補給だとか、いろいろ個々のものはあります。それが、そういうものを別にして、全体として地方の今日の借金について何らかの処置をすべき時期であるというところが常識的に考えられると思ふ。そういう地方債に対するもの考え方をどうされるかということが一つと、これに関連してもう一つ特に考えてもらいたいことは、今地方債でつておられますものの中で、これを解決する一つの策としては、利息を下げる一つの策にもなるかかと考えるわけです。もう一つは起債の償還年限を延ばす必要がありはしないかと考える。日本の償還年限は平均すると御承知のように十七年八カ月くらいです。ことに金が足りないことのために地方債を募集いたしておられますが、地方債は七年で返さなければならぬことになつてゐる。同時に、これの矛盾性はどこにあるかという、たとえば学校を建てる場合には、国が認める老朽校舎というのは三十五

年から四十年たたなければ老朽校舎と認めない。しかし、片方の起債の償還年限というものは大体二十年から長くても二十五年、コンクリートで三十五年くらいになつておる。これを外国の例と比較いたしますと、利息の点においても償還年限の点においても非常に大きな開きを持つておられます。従つて、これらの問題をこの際十分に考えていかないと、この借金の始末がつかない。年々少しずつ起債を少くするとか何とかいふことでは、過去に累積された問題の解決はつかないと思ふ。地方財政再建措置法によつてや再建の途上にあるといわれておられます。従来の地方の赤字団体の赤字が、表面上は一応片づいても借金は残つておるのでありますから、根本的な赤字の解消にはならないと思ふ。従つて、今申し上げましたようなことが、この際借金の問題についてぜひ一つ処置されるべき大きな問題ではないかと考えるのですが、利息を下げることに償還年限を延ばすことについての大臣省の意見を伺つておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ただいま限定してのお尋ねでございますが、それだけ答へればよいのでございますが、私は基本的な問題で、地方自治体と国との問題、これは相当根本的に考えなければならぬ問題があるのではないかと、いふことを一つ考えます。この点はやはり皆さん方からも十分御検討を賜わりたいものだと思います。今の国と地方との関係におきましては、日本の自治体というものも相当発達はいたしてありますが、この行き方を今日にして十分考えないと、自治体の負債が非常

に重なり、またその住民として非常に困るような状態が起らないでもない、こゝろ思ひます。こゝろいふことを指して、私が中央集権論者であるかのようにお聞き取りになると、これは真意ではございません。私は、やはり自治体をしてどこまでも発達させたい、かように考えるのでございますが、その点に立つて物事を考えた場合に、国でする仕事と地方でする仕事とおのずから区別ができません。こゝろいふことを一つ実は根本に考えるのであります。最近の仕事の量から見ますと、先ほど他の方のお話がございましたが、三十四年度の公共事業費など国の予算が非常にふえています。地方としての負担がそれで非常に窮屈になり、本来の仕事が少く手控えざるを得ない、こゝろいふ点は将来の問題として私は一つ投げかけておきたいような気がいたすのであります。

そこでお尋ねになりました利息の問題でございます。確かに地方において、今のような仕事の分配の問題もございまして、起債したものの元利償還等に非常に悩んでおる。この償還方法を一つどうするか、利子をもつと安くしないか、こゝろいふ御意見でございますが、最近はず皆様の御要望がそれぞれ実現いたしまして、わずかずつではあるが、たとえば公共事業、これは特別公共事業ですが、そういうものは特別公共事業と、あるいは償還還を国が負担するとか、あるいは償還年限も、最近のものになりますと三十年になつておるとか、こゝろいふことと、こゝろいふこと、金利そのものも六分五厘程度のものから六分三厘程度、ま

だ低いとは申しませんが、幾分かずつでもそういう工夫をこらしているといふこととございまして。問題は、限定されたお話をございしますが、一般の低金利政策ともあわせまして、こゝろいふ方面についても私どもは工夫をこらして参りたい、かように考えております。

○門司委員 これだけでやめますが、今の大臣の答弁でちよつとはつきりしない点は、償還年限の問題をどうするかという点でございますが、これは今三十五年もありまして、鉄筋コンクリートならそんなに早く火がつかせませんから……これは法律の考え方から見ても、地方財政法の五条かどこかに書いておられますが、耐用年数を越えて償還年限を立ててはならないということがはつきり書いてある。従つてこの法律を裏返しますと、結局耐用年数の間で償還すればよろしいという議論になるのです。英国の例をとつてみますと非常に長いのです。それから利息も日本のおちよつと半分くらいなのです。今国にありますが運用部資金といつても、ほとんど全部地方住民の零細な貯金だとか、こゝろいふ国民の金であることは間違ひありません。従つて、それらの金が地方の施設に使われて、そして地方の自治体、こゝろいふよりむしろ住民の仕事に使われるものであつてみれば、私は市中の金利をそつと考へなくても、それで金利の値下げはできるのじゃないかといふことが考えられる。こゝろいふことがやはり外国でも行われておるのではないかと、こゝろいふことが考えられる。これは少くとも地方自治体がどうにもならぬ、借金の利息と借金の元金払いといふことに追われまして、今数字を申し上げる時間もある

りませんが、大臣も御承知だと思ひます。このままの姿で四十年までいつてごらんない、おそらく日本の地方自治体は借金払いだけで始末のつかぬものが出てくると思ひます。そういう非常に危険な状態にいつておられますので、地方自治体の財政を立て直さうとするためには、いろいろ財源配分の問題もありまして、根本的な一つの問題としては、どうしても公債の処置をこの辺で考えていただくということが私は根本の問題だと思ふ。こゝろいふのであります。さつき申し上げましたように、今日の地方債の非常にかさんでおられます最大の原因といふものは、国が戦争後ずつと健全財政をとつてきた、その犠牲が地方に押しつけられてゐる、こゝろいふことは、数字的にも現実に私も私は、はつきり言えることだと思ひます。国の財政が、佐藤さんが言われるように健全財政で、大体立て直つて豊かになつたといふなら、この辺で少し小さい方にもめんどうを見られる義務がある方の方にあると思ふ。従つて、償還年限の方はどうなのですか。今の償還年限を少くとも倍に延ばす必要があるといふことを考えるのです。が……。

○佐藤國務大臣 先ほど申しますように、この問題は十分延長するような方向、あるいは金利を低くする方向、こゝろいふ方針でいることを御披露いたしておきまして、今直ちにこれを何年にするといふことは、もう少し研究させておいていただきたいと思います。

○鈴木委員長 渡海元三郎君。

○渡海委員 大臣が帰られました。ただいまの門司委員の質問に関連いたしまして、公債論で一言主計局長にお



尋ねたいと思います。というの  
は交付公債でございます。本年度の地  
方財政計画をなされますと、公債費は  
八百六十七億七千九百万円、三十三年度  
の八百二十三億五千九百万円と比べま  
して六億七千九百万円の減になつてお  
る。大へん望ましい傾向であると存じ  
ますが、その内訳を詳細にながめてみ  
ますと、普通債の部面におきましては  
三十億一千四百万円減になつておりま  
すが、一方交付公債におきましては二  
十三億三千九百万円の増になつており  
ます。差引六億七千九百万円の減に  
なつておるのでございます。ところが  
交付公債は昨年度と比べましたなら  
ば、総額にいたしまして三十四年度で  
六十八億七千九百万円、三十三年度の  
償還分は四十五億四千万円で、約五割  
も増加したということになつておるの  
でございます。この傾向は逐年増加  
して行く、かように考へるのでござい  
ます。三十四年度の交付公債の発行額  
をながめまして二百一十一億、三十三  
年度が百三十三億に比しまして七十八  
億もの増になつておるのでございまし  
て、昭和三十五年以降からむしろ交  
付公債の償還というために地方財政計  
画に上つてきます公債費が逐年増加の  
傾向をたどる、こゝろいふ姿になつて  
くるのじゃないか。交付公債の額も年間  
三百億になるのじゃないか、発行  
額がこのように増大するのでござい  
るか、かように考へられるのでござい  
まして、これは将来の地方財政の問題  
につきまして大きな不安で、早急に解決  
しなければならぬ問題の一つでない  
かと思つてございしますが、大きな地  
方財政計画で将来をおもひなつかせて計  
画を立てるために、早急にこれを普通

債の方に回すべきではなからうか。ま  
た現在あるところの交付公債というも  
のは、これが起されたときの昭和  
二十八年当時のあの理由にもかんがみ  
まして、当然利子は国が補給されるべき  
ものではないか。このような解決  
策をもつて至急解決されなければ、將  
来大きな問題を地方財政に持ち込むの  
でなからうか。かように危惧いたすも  
のでございしますが、この点どう考へて  
おられますか。一点だけお尋ねしてお  
きたいと思つております。

○石原政府委員 お尋ねの公債費の問  
題でございますが、公債費の問題につ  
きましては、御承知のようにこの数年  
非常に問題になりまして、先ほど大臣  
もお答えをいたされましたように、一  
定の公債につきましては元利ないし利  
子につきまして、特別交付税の中で交  
付の方法をとるといふような措置をい  
たして参つたのでございます。ただい  
ま渡海委員のお尋ねになりました点も  
ございまして、御承知のように最近數  
年間公債、なかんずく一般会計普通公  
債全体といたしましてさきよりござい  
ますが、相当圧縮をいたしまして、  
ある程度まで将来におきます平準化と  
いう点につきましての目標に近づいて  
おるようによろしく考へます。ただいまお話が  
ございまして、本年度は著しい  
公共事業の増加でございまして。なかん  
ずく直轄の割合もふえておるのでござ  
いますから、そのために交付公債の金  
額がふえておりますが、従来程度の直  
轄の交付公債をもつていたしましてはた  
だ、一つの計算におきましてはた  
だ、お示しのように三十四年度は六、七  
億の減であります。今後におきまし  
ても著しい増加がない程度の数字にな

るうかと思つております。ただ、今後果して  
どの程度まで公共事業の直轄分が出ま  
すか、これから後の財政計画でござい  
ますが、本年度は御承知のように非常  
に著しい増加を示しておりますのは、  
一つは経済基礎強化資金というものを  
取り戻すしまして、これを財源といた  
しまして、主として道路、港湾等に積  
みました関係もございまして、本年  
度のような状況が引き続き参るとい  
うわけには参りかねると思つてござい  
ます。今後の見通しにかかるとございま  
すが、私ども見ますところでは、交付  
公債の利子を含めまして、最近におき  
まして、ある程度起債の抑制をいたし  
ましたことと関連いたしまして、著し  
い公債費の増加が近い将来にくるとい  
うような数字には相ならないのじやな  
いかというふうによろしく考へてござ  
います。増加のあります年には、今  
後もある程度増加があると思つて  
ございまして、これは従来と同様、地方財政計画  
の中に織り込みまして、全体としての  
支出、全体としての収入、その見合い  
をつけて、今後の財政計画を立て  
て参るといふことだと思つてございま  
す。

ますから、これは財政法の規定に基  
きまして、国有財産の処分その他の国に  
対しまして延納の場合につきまして利子  
を徴収しております。これと符節を合  
せまして考へらるべきものでございま  
すから、国の全体の延納の処置につ  
きまして現在のような建前をとつてお  
りますので、交付公債につきましても、別  
途の処理をいたすというわけには参り  
かねるといふふうによろしく考へてござ  
います。なお全体といたしましては、今申し上  
げましたような公債費の増高というも  
のは、一応抑制せられておる状況で  
ございまして、かたがた従来通りのや  
り方でお考へをいたされたと思つて  
ございす。

なにお先ほどお尋ねでございました  
交付公債を普通公債に切りかえては  
どうか。この点につきまして、実は大  
蔵当局として賛成をいたしていい面も  
あるわけでございます。ただ財政投融  
資の全体の計画でどう処理をいたすか  
という問題もございまして、にわか  
にそういうような制度に切りかえますと  
きに、財政投融資のワケの関係その他  
全体をならみ合せますと、かえつて結  
果的には不都合なことになりはせぬか  
ということを考へまして、昨年来、こ  
れは自治庁から提案がございまして、  
検討もいたしましたが、現在採用いた  
しかねるといふふうによろしく考へて  
ございす。

○渡海委員 本日は時間もございませ  
んのので、ただいまの問題につきま  
して、ただいまお聞きしたいと思つて  
おります。なお要望といたしまして、  
必要でございませぬが、二点お願いし  
ておきたいと思つております。それは、た  
だいま申された中に、地方財政の健

全化をするために、一般会計の起債の  
額はこれを漸減していく、これが今日  
の公債費が減るといふ姿になつたのだ  
といふことはよくわかるのであります  
が、一方交付公債も、公共事業がこ  
しは特異な状態であつて、そのふえる  
ものではないか。こゝろいふお見通し  
でございしますが、私は、公共事業とい  
うものは、一たん予算に組まれたなら  
ば、ふえこそすれ、なかなか減るも  
のではない。かように考へますので、そ  
の意味からいまして将来大きな負担  
を残すものじやないか、かように思  
つております。現在の傾向からな  
がめまして、昭和三十五年以降はむしろ公債  
費は増加の一途をたどるといふ一  
数字をわれわれはここには持ち合せてお  
りませぬけれども、その考へてお  
りますので、この点よく自治庁当局と打ち  
合せました。ただいまの局長の答  
なさいましたような状態の  
たらけつこうでございすけれども、  
われわれはかように思つてござ  
いまして、これはこれから数字的に研究できること  
だらうと思つてございすので、将来至急に解  
決していただきたい、かように考へ  
るのであります。

一般債を減らしていただきたいといふこ  
とはけつこうでございす。本年度  
の起債額をながめてみますと、昨年の  
一千億に対して、百億ふくれて一千百  
億、こゝろなつておるのでござい  
ます。その百億のうち六十五億は一般会計に  
よるもので、公営企業分に対しては  
はわずかに三十五億ふえただけであ  
る。一方、財政投融資の額からな  
がめまして千二百億もふえておるの  
でございす。百億や二百億は公営企

業の健全化を促進するに資するものでござ  
いす。そのうち六十五億は一般会計に  
よるもので、公営企業分に対しては  
はわずかに三十五億ふえただけであ  
る。一方、財政投融資の額からな  
がめまして千二百億もふえておるの  
でございす。百億や二百億は公営企

業の健全化を促進するに資するものでござ  
いす。そのうち六十五億は一般会計に  
よるもので、公営企業分に対しては  
はわずかに三十五億ふえただけであ  
る。一方、財政投融資の額からな  
がめまして千二百億もふえておるの  
でございす。百億や二百億は公営企

業の健全化を促進するに資するものでござ  
いす。そのうち六十五億は一般会計に  
よるもので、公営企業分に対しては  
はわずかに三十五億ふえただけであ  
る。一方、財政投融資の額からな  
がめまして千二百億もふえておるの  
でございす。百億や二百億は公営企

業の健全化を促進するに資するものでござ  
いす。そのうち六十五億は一般会計に  
よるもので、公営企業分に対しては  
はわずかに三十五億ふえただけであ  
る。一方、財政投融資の額からな  
がめまして千二百億もふえておるの  
でございす。百億や二百億は公営企



そこら辺の点をこれから検討して、三十五年までにわれわれが相談をして案をきめますまでに結論を得るようになりたいという事で、相談いたしておるわけでありませう。

○阪上委員　そうしますと、われわれが今まで非常に不安に思っておつた、大蔵省に流れている団体間の財政調整という見地から、その具体策として考えられたのがこの基準財政収入額の簡一ばいまで持つていくという考え方である。こういうことになると私は思いますが、これは私から考えたらこんでもない考え方だと思いがた。政府は、地方財政計画を出す場合、あるいはその他あらゆる機会において、地方団体の行政水準を引き上げようという事を、一枚看板として常にやかましく宣伝されておるのであります。実体が、そういうふうな地方団体の調整というふうな考え方を強く持つておられるという事は、これは行政水準の引き上げにならぬと思はるのです。この点はどうか。

○石原政府委員　私どもの見ますところでは、交付団体、不交付団体との間に相当財源の偏在と申しますか、ある程度慮られておるところとしかあらざる所とがござりまする。交付団体の間におきましても、やはりある程度まで非常に苦しいところと、それほどでもないところとある。従いまして私どももいたしましては、一面交付団体、不交付団体間におきます財源偏在という問題もござりますが、同時にまた交付団体間におきましても、著しく財源関係において慮られていないところもござりまする。そういうようなところにつきましては、やはりある

程度の手当をいたしまして、ただいまお尋ねのございました行政水準なり、たとえは卑近な例で申しますと、ある県境におきまして道路の良否が著しくあるというふうな現状が相当ござります。こういうふうな状況に對しまして、貧弱なる団体がそれほど貧弱でないように、できるだけの配慮はいたしたいというふうに考えております。

○阪上委員　今の御議論は、聞いておりますと、何か財政規模等から見て、あるいはまた単純な財政の状態から見て、あるいはまた後進県であるとか、未開発県であるとかいふものとの差を論じておられるように私は思ふのでありますけれども、案外裕富団体だといわれて、自治体の中に、むしろそれ以外の市町村などに比べてはるかに行政水準の落ちている実例がたくさんあるという事をやはりお考えいただかなければならぬと思はる。たといは教育施設等におきまして、そういうことがいえると思はる。それは考えられるのです。道路等なんかにつきましても、必ずしもそうはなつていないと思はる。そういう点を考へていくときに、そういうふうな財政調整をおやりになるという事は、やはり行政水準を低めていくという御議論のように考えられる。この点について論議をやつておりましたも時間がかかりますから、この程度にとどめておきますけれども、そういう考え方がつきましては、私たちがどうしても納得できないというところだけ、この際申し添えておくことにいたします。

○門司委員　この際、大蔵省がとぼけたようなことを言つておられますから、つきりしておきたいと思はります。さつき申し上げました国民の——私は国民という言葉をあえてここで使つておきますが、国、地方によらず、国民の税負担として出しておられますもの、調査をこの税法の通るまでの間にぜひ大蔵省で調査してもらいたい。自治庁あるいはこういう調査機関があつて、さつき申し上げましたような数字が出てきた。私は、この数字は違つておると思はりますし、私の調査した範囲の数字よりもはるかに低いと思はる。大蔵省は、そういうものがわからぬからこれから調査するといふような地方における財政負担、税外負担を一つはつきりした調査をすぐやつて下さる。いつやられて、いづれ出されるか。私は、少くとも税の問題を片づけられたら、少くとも税の問題を片づけたら、当然税金の中に織り込まれるべきものなんです。それが税外負担となつておる。それでなければこの税法はいつまでたつても上げられませぬ。だから大蔵省ではつきりしたものを出して下さい。いづれで

○石原政府委員　先ほどお答えを申し上げましたように、文部省あるいは自治庁の調査によりまして数字につきましては、私どもも承知をいたしております。ただ、私どもの聞いておりましたところでは、これらの数字はおおむね団体が出された数字を集計せられたもののようにござります。これらの現実の状態につきまして、各個の項目がどういふ項目であるか、それはいかなる基準ではじかれておるものか、内訳を承知いたしておりませぬ。その

意味におきまして、私どもが申しておりますのは、税外負担ということを出しておきます数字の内容は、よほど検討を要するものがあるだらうということをお申し上げたいと思はります。そこで大蔵当局としてどうであるかというお尋ねであります。先ほど申し上げましたように、大蔵当局といたしましては、地方に先機関を持つておられますので、それらの出先機関を通じての検討をいたしたい。ただ、文部省あるいは自治庁あるいは地方団体、そういうふうなところの一応御相談に乗つていただいて、その上で具体的な計画をきめ、団体数も多きこととありますから、どういふような調査をいたしますか、具体的な方法につきまして十分関係当局と打ち合せました上で、実施をいたして参りたいというふうな考えをしております。

○門司委員　そういう迅速なことでこの問題は片づくかと大蔵省はお考えになつておられるのですか。今のお話しのようなことで、大蔵省で集計されるのは何年かかるといふなら、同じ政府の機関の中でできておる文部省なりあるいは自治庁の調査されたものを、一応考慮に入れて善処すべきだと私は思はります。これは私は道徳だと考へる。あなた方がお持ちになつておられるのは、それで押えなさい。私が今聞けば、はつきりしたものをいつ出すと言へないで、自分のところではつきりしたものがなく、せに、ほかから出たものが間違つておるのだという認識の上に立つて議論されては、地方の自治体は困ります。自治体が持つてお

は届けて参りますから大体わかるはずですが。法定外の普通税も一応政府に様子がわかつて参りますから、どこで調査しても同じことです。税外負担というものは、一体どこでどういふ調査をされるのか知らぬが、今のようなことで私どもも大蔵省の言ひ分をそのまま聞いておるわけにいかない。先ほどか

らういふ問題を伺つておられますが、こういう問題を掘り下げて、ほんとうに大蔵省が検討しておられるなら、はつきりした数字を一つ出してもらいたい。そうして自治庁の調査が間違つておるのか、あなた方の言ひ分が間違つておるのかということ。同時に、それが基本になるのは、一体日本の行政水準とは何ぞやといふこと——教育はどの程度でつておるのか、道路はどの程度でつておるのか、環境衛生はどの程度でつておるのか、こういう基本的調査の上になつた数字をあなた方がお持ちになつておつて、ここで御議論なさるなら私は承服する。しかし、いまだそういうものを持たないで、そして住民負担といふものが非常に問題になつてきて——どこでも出しておることは事実なんです。ただ、それは見方によつては多少不確定のものかもしれません。あるいはさつき申し上げましたように、行政水準の基準をどこに置かかといふことについては、はつきりしたことは出てないはずである。従つて、見方によつては多少違ふかもしれない。しかし、現実の問題として二百億ないし三百億という数字が政府から出ておるのです。そのほかの調査した資料を集めてごらんなき

る資料を見てごらんなき、どうい  
数字が表われておるか。税額の三〇何  
と出されておるのですよ。横浜市にお  
ける昨年度の税負担を一応調査した  
数字が、いわゆる税負担の約一〇％と  
いう数字が出ておりますよ。税負担に  
対するこれらの割合というものは非常  
に大きいのです。私は、全国を推計し  
てみて、農林省の統計とこうい  
都市の統計とを推計してみて、ま  
中をとつて参りました。税負担の  
二〇％、二五％というものが税負担  
のような形で出されなければ、道路が  
きれいなならない、十分にやつていけ  
い、学校の教育も満足にできぬとい  
ようなことにならうかと考えられる。  
そういう非常に大きな数字であります  
から、今大蔵省がそういうもの態度  
で税負担というものについて処置を  
考えておられるなんていうことは、言  
語道断だと考える。だから私は、重  
て申し上げておきますが、いづれそ  
ういことができませんか。もし今のよ  
うな、片方の調査が間違つておると言  
われるなら、あなたの方の調査を早  
出して下さい。私は突き合せてみま  
す。私も私どもなりに、各自自治体  
をずつと回つてこれを検討いたして  
おります。公務員の給与等について  
の際申し上げておきますが、これは私  
自身が回つたのだから、私は間違  
ないと思ひますが、兵庫県但馬の境  
からずつと三日かかつて十の町村を大  
体見て回つた。そうすると、そこには  
職員給与について、超過勤務に対す  
る問題が予算に載つてないのがある。  
予算に載つていたとしても、ごくわず

かの数字であつて、支給したことはあり  
ません。というよりは、支給できないか  
らやりません。こう言つておる。こ  
うい状態のところは、いやがもうでも  
そこまで費用を切り詰めても、実際の費  
用を切り詰めてもやつていけない。道  
路の砂利だけは出すが、砂利をまく手  
は村から出てくれんかということが実  
際に出ておる。農林省の統計を見ても  
全国平均をちゃんと農林省は出して  
おる。こういものがある。ないわけ  
はない。それをいまだに大蔵省がそ  
ういあいまいな言葉で、そういうもの  
は勝手に出しておるのだというよ  
ことまではおつしやつてない、よ  
が、どうも今まで調査してない、よ  
を見る、そういうお考えをあなた方  
はお持ちになつておるらしい。地方の  
自治体が勝手にやつておるんだから、  
そこまでめんどうを見なくてもいい  
というお考えかもしれない。しかし、  
それではやつていけない。職員に対  
してそういう取扱いをし、住民に対  
してもそういう負担をかけて、そ  
人の歩ける道路という少し語弊があ  
るかもしれないが、人の歩ける道路と  
は言えないかもしれない。そういうも  
ので地方の住民はやつてきておる。学  
校を建てるにしても同じことなんで  
す。不平常教育をなくするとか、ある  
いは老朽校舎をどうするか言つてい  
るが、これを老朽校舎として取り扱  
うには、大体三十五年から四十年た  
なければそういう処置をしてくれな  
い。その前にいたんだところはどうか  
るか、起債をしようとしてもなかなか  
思うようにいかない。いやがもうでも  
急ぐことは当然なり地方の自治体  
がまかなうべきものであることは間違

いないのである。しかし、やむを得な  
ければ住民負担になつてきておる。は  
なはだしいのは一戸当り何千円とい  
う負担をちゃんとさせられておる。大蔵  
省でそういう負担をしてはならないと  
いうことを指令か法律で出せるなら一  
つお出しなさい。私は、なかなかやれ  
ぬことだと思ふ。やれぬことだと思  
るなら、大蔵省がもう少し親切な調査  
をして、住民の負担というものを一  
真剣に考へてもらいたい。住民負担  
というものは税負担と違ひまして、い  
ゆる収入によるかあるいは担税能力  
によるかというものは違つて、貧乏  
人も金持も同じように取られておる。  
従つて、税負担の負担区分というもの  
は、小額所得者ほど過重になつてい  
ことは事実なんです。あなた方が税金  
だけをお取りになるのとは違ひので  
よ。それだけに住民に迷惑をかけてお  
る。そうしてその割合というものは、都  
会の少いところほど割高なものをた  
さん取られておるといふことなんで  
す。この住民の生活というか、国民の  
生活を圧迫しておる問題を解決するに  
當つて、大蔵省は今のような不親切な  
態度であつては私にはならないと思  
税金を取ることだけを考へて、従つ  
て、少しむずかしい問題を注文する  
よりですが、それなら一体いづれ  
そういう書類をあなた方出されます  
か。

○石原政府委員 門司委員がよく御承  
知でおられることだと思つてありま  
すが、たとえばPTAの負担について  
みましても、ただいま小学校、中学校  
を建てますには、それぞれ規格と基準  
がありまして、文部省が公費をもつて  
負担をいたします場合、どういよう  
な規格、どういような基準というも  
のがあるわけでございます。鉄筋、木  
造というよるな基準につきましても、  
ある割合をもちまして公費の負担をい  
たします目安を立てておられます。現実  
の場合におきましては、必ずしもその  
規格、その基準に合致をいたしません。  
それは文部省の基準自身が低いじや  
ないか、あるいは規格自身が悪いじや  
ないか、もつと不燃性の建物をふや  
すべきじやないかという議論は議論と  
いたしまして、現在与えられておるま  
す経済状態あるいは財政状態のもと  
におきましては、ある規格なり基準が  
あるわけでありまして、それに対し  
て、必ずしもせたいくとは申さない  
そりよろしいものだとはいへない  
ないが、しかしながら、文部省が考  
えておる規格あるいは基準に比べて  
れたものであるというものが相当随所  
にあるわけでありまして、その差額が  
場合によりましてPTAの負担にな  
ておるといふようなものも相当ある  
のよりに思つておられます。そこら  
辺につきまして、文部省の調査をわれ  
われは文部省にいろいろ聞くのであり  
ますが、そこまでの調査ももちろんで  
きてないわけでありまして。  
今一例を学校の校舎について申し上げ  
げたわけでありまして、今税負担と  
称せられますものにつきましても、万  
般の行政につきましても、おのおの公費  
で負担すべき規格、基準についてのあ  
るものさしをきましませんと、私が今申  
し上げておられますよるなデータをつか  
めたいんじやないかと思ひます。そ  
ういよるな意味から申しまして、文部

省あるいは自治庁が調べておられます  
数字は、検討にはたえ得ないのではな  
いかということをお申し上げたわけであ  
ります。従ひまして私どももいたしま  
しては、団体も多うございするし、  
事業経費の額も非常に多うございす  
から、一朝にして全面的な調査ができ  
るとは思つておりません。しかしなが  
ら、何らかのサンプリングの方法をと  
つてみまして、ま今申し上げました基  
準、規格につきましてもの觀念を、文部  
省なり自治庁と御相談をいたしまし  
て、そのものさしをまづ相談をしてき  
めて、それに基いて御協力を得ながら  
調べて参りたい。そのよるな性質のも  
のでございまして、門司委員の重  
てのお尋ねでございまして、では何月  
までに大蔵省の調査は可能であるとい  
うよるなことを申し上げる今自信を  
持つていないのでありまして、これは  
私どもの中央部局の持つております能  
力、現在の仕事の状態、それから各省  
にお願いをいたしますにおいては、そ  
の辺を十分にらみ合せまして、でき  
るだけわれわれとしては全力を尽しま  
して、早く結果が出ますよるに努力  
いたしたいと思ひます。  
○門司委員 そういことでああなたは  
言ひのがれをしますが、それではさら  
に突つ込んで聞きますが、今政府が考  
えておられます—私はあえて政府と  
言つておきますが、たとえは学校の問題  
にしても、一坪当り二万八千円から  
三万を引いた額ですが、それであな  
は法律上は半額負担ですよ。その差額  
を一体だれがどうい形式で負担すれば  
よろしいのか。もし、文部省というよ  
りは政府が、国がきめた単価だけで学

校を建ててみようといつたつて、できませんか。その他の問題でできませんか。私は、事実上の問題を言っているのですよ。あんた方が幾ら規格をおきめになつたところで、規格通りにいくものではないですよ、価格が統制されているわけではございませんから。今日の補助金の中でほんとうに満足なものは、学校の教員諸君に払っている給与です。これは実支出額と書いてありますから、私は大体間違いないと考えています。それ以外のものは国で査定した額なのです。実支出の額ではない。従つて実質価格とそれとの開きが一体、れだけあるかということをおなた方はお調べになつたことがありますか。二十八年に出された茨城県の統計を見てごらん下さい。あの当時の茨城県の、政府の単価と実質単価との開き、従つてその地方の持ち出しの数字を見てごらん下さい、どういふ数字が出てくるか。これを全国的にずつと補助金の割合から引き伸ばしていきますれば、少くとも五十億ないし六十億を地方が持ち出している数字が明らかに出てくる。こういうものが現実にある。そういう差額をどうするかということ。

いま一つは、実例を申し上げておきたいと思いますが、この間、奄美大島の古仁屋で大火事があった。消防の施設その他については当然自治体で行われる。これは法律ではつきりきめられておる。古仁屋の消防施設はどうであるかといへば、あの町には腕用ポンプが二、三台あつただけです。今日少くとも一つの市街地を形成している古仁屋です。腕用ポンプが二、三台くらいで一体消防施設が完備されているかどうかということ。それも財政が

行き詰まつているからであります。金がないからであります。もしあなた方がそういうことを言われるならば、そういう問題の基準を一体どこに置くかというところである。こういう基準を一体どこに置いて算定されているか。今日の地方の実態というものは、あなた方がお考えになつていられるようなまやさしいものではない。消火の施設は当然やらなければならぬことは、法律で定められている。またやらなければならぬことは地方の住民は知つてい。しかし、財政力がないからというのでそういうことをしているときに、ああいう火事が起つて全部焼いてしまつた。しかも奄美大島は建築用材が持つておりません。山自身建築用材がはえていない。従つて、全部鹿兒島から木を切り込んで送らなければ家が建たない始末です。そういうところでありながら、消防施設はまことに貧弱である。やはり財政力がないからである。これを負担しようとするれば、地方や住民の税外負担が何かまかなうより以外にないのであります。従つて今日の地方の自治体の税外負担というものは、そういう幾つかの要素を含んでい。当然国が財政処置をしておけばそういうことはなかつたであらうと考へられる。また地方の自治体の財政処置が十分であつたらそういうことはなかつたと考へられる。しかし、結果はそういうことになつてい。私は、こういうことを考へて参りますと、今の大蔵省のものを考へ方、財政負担を全部しているのだといううぬぼれたもの考へ方であつてはならないと思ふ。どこからどこまでが一体学校の教育かという基準とものさしというよう

なことを言われておりますが、このものさしをこしらへようとするには一体どのくらいの仕事になりますか。道路一つを見ても、今の一兆円の計画を立てても、第一国道が六〇%から八〇%くらいしか舗装ができていない。第二国道ならはもと下つて三〇%何%とつてい。同時に主要都道府県道あるいは市町村道というところまで完全な道路にしようとするには、一体どのくらいかかりますか。道路の行政水準というものは、それらの問題が全部完備されるのが行政水準だと思ふ。教育行政は不常授業が全くなくなるならば、これが教育基本法なり学校教育法で定めておるところの行政水準だと思ふ。給与の実態は少くとも人事院の勧告に基いた全部の給与が支給されるべきでなければ、給与の水準が正しいとは言えないと考へる。労働法で定められておる超勤その他が支給される給与の実態でなければ、正しい行政水準ではないと考へる。こういうものを幾つか考へて、たとへばずつと法律であつてごらん下さい。今日の地方の自治体の行政水準というものは、まごまごしていればコマ以下かも知れない。そういう理屈をこの際言つておつたのでは、ものは片づきませんよ。もしあなた方がそういうことを言われるのなら、私がさつき申し上げてい。人事院勧告に基く地方公務員の給与というものを全部上げてもらいたい。その財政措置をしてもらいたい。同時に労働法に定めておる——これは国家公務員法あるいは地方公務員法にも書いてある。仕事の分量とその責任に對する給与というものは、当然それに相当するものでなければ

ばならない。ところが、今日臨時雇は一体どのくらいおりますか。これらの諸君の職務は常勤諸君とどういふふうに変つておるか。もし仕事の内容、量が同じであるならば、同じ給与を支給するだけの一つ財政措置をしてもらいたい。こういうものはなかなかできない。われわれが要求してもなかなか簡単に片づく問題ではないと考へる。大蔵省が今のよるな態度でお考へになるといふことなら、これらのものを全部含んだものとして財政計画を立ててもらいたい。それを地方の自治体が、できるだけそういうものに近づけるように住民の負担によつてまかなつておるのが今の税外負担であります。従つて私は、もし大蔵省がそういうもの考へ方なら、この際をうら味においてはつきりしたものをもし出してもらいたい。かくあるべきだといふ行政水準、それに達するにはどだけの財政負担が必要か、それを地方でどのくらい税外負担として補つておるか。私はそりやかましいことを言わなくても、常識的にも考へて、行政水準はこの程度で十分よからうじやないかというところまで国がめんどうを見て、そりして財政が十分であるというならば、それから先はぜいたくかもしれない。私は、今大蔵当局の話されたようなぜいたくなものがないとは申し上げません。われわれが行つても、こういうぜいたくなものも建てなくてもよさそうかと考へられるものがあるけれども、本質的にいふと、私は必ずしもそりではないと考へる。学校教育の実態というものは、少くとも環境というものがかなり大きな影響を持つておりますから、一般の

住民の生活の程度、あるいは所得の程度、あるいはその地域の環境の悪いところほど学校の環境をよくしてやらな。いと、子供の教育というものは満足に行えないのです。こういうことを考へて参りますと、財政能力の低い町村にいくほど学校をきれいにし、教育施設を十分にしておかなければ、子供の知能というものは都会の子供と同じようには伸びていかないので。そういうことが一体考へられてい。かどうか。教育自体というものに対するもの考へ方がなされてい。かどうか。いなかの学校は本造でよろしいのだ、こりいうことであつてはならないと思ふ。

従つて今日の行政水準というものの見方については、少くとも法律で定められている限度というものを一応限度にしてものを考へる。その上に立つての税外負担がどうであるかといふことであつて、今例に引かれたたやうな問題を私は問題にしてい。法律ではないのです。だから一つ大蔵省にはつきり言つておきますが、法律で定められた、今申し上げましたやうなものを完全に行なつていくにはどれくらいかか。消防施設に對しては皆さんの金を出してありますが、消防は、消防法及び消防組織法で地方の自治体に約束してあります。従つてこの消防についてもどのくらいの設備が必要かといふことは常識上お考へられる。それらの問題を一つはつきりしたものを申し上げてもらいたい。今のよりにいつ出さかからぬとい。うのでは議論にならぬ、もの解決はできぬのです。きよりの問題はきより解決しなければなら

住民の生活の程度、あるいは所得の程度、あるいはその地域の環境の悪いところほど学校の環境をよくしてやらな。いと、子供の教育というものは満足に行えないのです。こういうことを考へて参りますと、財政能力の低い町村にいくほど学校をきれいにし、教育施設を十分にしておかなければ、子供の知能というものは都会の子供と同じようには伸びていかないので。そういうことが一体考へられてい。かどうか。教育自体というものに対するもの考へ方がなされてい。かどうか。いなかの学校は本造でよろしいのだ、こりいうことであつてはならないと思ふ。

ぬ。住民はこういふ税外負担を現実にやつて居るのですから、この問題は現実に解決しなければならぬ。いつ出すかわからぬような大蔵省の答弁では困る。片一方が間違つて居ると指摘するならば、あなたの方で間違つて居ないものを出さない、それで議論しましょう。そうすれば地方の税は幾らというものが定められる。だから今のよりの答弁ではなく、この議会の終るまでに、少くともこの税法を上げるまでに、税外負担の問題について大蔵省の見解というものを——私の言つて居るのはよけいなことではありませぬ。繰り返して申し上げておきますが、困る考へて居るものより以上のものをこしらへたから、それが税外負担だと言われては迷惑だといふ大蔵省の意見だと思ひます。そういうことは私も承知して居りますが、私もそれはそういうことを議論して居るわけではないのです。だから学校教育法なり、あるいは教育基本法なり、あるいはそれに伴う政令も出て居りますし、地方自治体では条例も持つて居りますし、そういうものに基づいたもの、道路にいたしましても、市町村がこれを補修することとは当り前なんです。それはきまつて居りますが、その補修について、今言つたように砂利はおれの方でやるが、人夫賃はそつちで持つてというところは言えな義理ではない。しかし、地方自治体はやらなければならぬからやる。住民たちもやはりそれに應じなければならぬわけですから、法律に基づいたものでよろしゅうございませぬから、一つはつきりしたものを出して下さい。重ねて言ひますが、この議会の終るまでに出して下さい。

○石原政府委員 最初に門司委員のお話のございまして文部省の義務教育の学校の単価の実績でございまして、これは対象も非常に多うございまして、各地におきます実際の建築単価は多様でございまして、あるものは高い、あるものは低いといふものもございまして、私どもも承知して居ります。全体の実績から申しますと、大体私どもの予算で組みました単価に近いところになって居るよう承知して居ります。数字が多少はみ出しておりますが、坪数の関係ではみ出しておるよう承知いたしますので、単価の關係におきまして私どもが文部省から報告を受けて居りますのは、大体今の単価におきましてこれに近いところへおさまつて居るよう承知して居ります。

なご全体の行政水準につきましていろいろ法律、条例等によりまして基準といふものをどう考へるかというお話でございまして、私どもも非常に広い行政の各領域にわたります。いわゆる税外負担につきまして、この場合にはどういふものさしといふものが個々の場合に正確に出るか出ないかということにつきまして、今正確なお答えを申し上げる用意はございませぬが、私がお先ほど来申し上げて居りますように、ある基準よりも高いものがあるならば、それはいわゆる税外負担の中でまた別に考へなければならぬのではないかと申して居るのを申し上げたのでございまして、これを各種の団体、府県市町村の広きにわたります。どういふような状況にあるか、これをつかみたいといふことを申し上げたわけでありませぬ。従ひまして、先ほどの御答弁

を繰り返すようになりませぬが、一、二の断片的な例をもちましてお答えを申し上げることは不適當だと思ひますから、ある程度のサンプルであるにいたしまして、相当な幅を持ち、また相当時間をかけて調査いたしませんと、御用に立ちにくいと思われませぬので、私どももいたしましては、それだけの準備、それだけの相談をいたした上で結果を得るようになつたといふふう考へて居るわけでございます。

○門司委員 ごく簡単に申し上げておきますが、その範囲はどの範囲で調べになるのか。こういふものについて、私どもも調査するについて、どこにポイントを置いてどの範囲のものをとるかといふことが問題なんです。大蔵省の今のもの考へ方としては、一体どの範囲のものがこの中に含まれるかといふことなんです。もしその辺のお考へがあるなら聞かせておいていただきたいと思ひます。

○石原政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、私どもも地方機関は持つて居りますが、調査のやり方につきましては、文部省でありますとか、自治庁でありますとか、そういうところの御協力も得なければならぬものでありますから、範囲がある程度もぼつてやるのが適當だろうと考へます。まずどこから着手するかといふことについては、御相談をいたした後にいたしたいと思ひます。

○門司委員 私の聞いて居るのはそういうことじゃないのですよ。実際はそういういろいろいかにげんなものではないのです。たとえば文部省が出して居るもの、あるいは自治庁が出して居るものの中に、よくごらんになればわかりませぬが、こういうことがあると思ひます。たとえば自治会だとか、町内会だとか、そういうものいろいろな問題があります。そのほかにもいろいろ問題があります。そういうものについては事務負担のような形で仕事を依頼して居るのです。現実に町内会でちゃんとかまかなわれて居るのです。これは町内会という純然たる自治体がある、これを認めるわけではない。しかし、役所は下部機関として出てきて居る。しかし住民の方からすれば、役所に対して負担しているといふことになる。これは法律に基づかないものですが、現実にこういふものができて居る。こういふものについての範囲を私はお聞きしたわけでありませぬ。もしそういうことをお考へになるというならば、この次でもよいかと思ひます。

○石原政府委員 ただいま門司委員のお話になりましたようなものも私どもが調べるべき対象の一つだと思ひます。しかし、事柄を整理をいたしまして順序を立てて調べて参るといふことになりませぬ、どこら辺から着手いたすべきか、先ほど申し上げましたように、各省と当つた上で順序をきめて参りたいと思ひます。

○鈴木委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

昭和三十四年三月十四日印刷

昭和三十四年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局